

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和 8 年 5 月 15 日

静岡市長 難 波 喬 司

1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎
大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1

2 商業施設の位置

静岡市清水区七ツ新屋 515 番 1

3 商業施設の規模及び主な用途

（1）商業施設の名称等	（仮称）コーナン PRO 清水七ツ新屋店
（2）階数	2 階
（3）建築面積	約 1,017 m ²
（4）延べ面積	約 2,086 m ²
（5）小売業の用に供する部分の面積	約 1,683.00 m ²
（6）主な用途	物販店舗
（7）主たる販売品目	建築資材・工具等

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号）
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号）

(2) 縦覧の期間

令和8年5月15日から令和8年6月12日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

令和8年6月19日